

## 豊洲市場の土壌汚染による風評被害への対応を求める意見書

このたび、豊洲市場において、建物下に土壌汚染対策のための盛り土がなされていなかったことに続き、地下水モニタリング調査では、国の環境基準値を大幅に超える有害物質が検出されたことが明らかになった。このことについては、本区議会としても、その徹底的な調査及び対策を東京都に求めているところである。

一方、この間、東京都が発信する豊洲市場の土壌汚染に関する情報は、場所を限定することなく豊洲という地名を用いているため、あたかも豊洲地域全体が汚染されているかのような印象を与え、当該地域全体の風評被害につながっている。

しかし、有害物質が検出された地域は、ガス工場の操業跡地に建設された豊洲市場のみであり、影響地域は極めて限定的なものである。

よって、本区議会は、東京都に対し、土壌汚染に関する情報を発信する際には、豊洲市場の建設地がガス工場の操業跡地であることを明示する等、豊洲地域の風評被害の拡大防止及び払拭のための対応を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成29年2月21日

江東区議会議長 堀 川 幸 志

東京都知事 あて